

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チフルザミド
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チフルザミドの一日摂取許容量（ADI）を0.014 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月1日府食第864号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年5月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルオピラム										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第5号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フルオピラムの一日摂取許容量（ADI）を0.012 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月1日府食第865号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年11月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年3月28日～5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年6月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年7月2日、告示 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>24.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>65.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>17.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>22.0</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	24.8	幼小児（1～6歳）	65.2	妊婦	17.3	高齢者（65歳以上）	22.0
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	24.8										
幼小児（1～6歳）	65.2										
妊婦	17.3										
高齢者（65歳以上）	22.0										
施策の実効性確保措置	平成25年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (新規登録)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

フルオピラム(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類 ³	○ 0.09	
そら豆	○ 0.09	
らっかせい	○ 0.02	
その他の豆類 ¹⁸	○ 0.09	
ばれいしょ	○ 0.02	
てんさい	○ 0.04	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	
りんご	○ 0.3	

フルオピラム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
日本なし	○ 3	
西洋なし	○ 3	
もも	○ 0.5	
ネクタリン	○ 5	
すもも(プルーンを含む。)	○ 1	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	
いちご	○ 2	
ぶどう	○ 10	
バナナ	○ 1	
くり	○ 0.05	
ペカン	○ 0.05	
アーモンド	○ 0.05	
くるみ	○ 0.05	
その他のナッツ類 ¹⁴	○ 0.05	
牛の筋肉	○ 0.1	
豚の筋肉	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁵ の筋肉	○ 0.1	
牛の脂肪	○ 0.1	
豚の脂肪	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	
牛の肝臓	○ 0.7	
豚の肝臓	○ 0.7	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.7	
牛の腎臓	○ 0.7	
豚の腎臓	○ 0.7	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.7	
牛の食用部分 ²	○ 0.7	
豚の食用部分	○ 0.7	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.7	
乳	○ 0.07	
干しぶどう	○ 20	

○:平成25年7月2日施行

●:平成26年1月2日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミダクロプリド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年10月4日付け厚生労働省発食安1004第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	カカオ豆の検査部位の変更
評価結果の概要	イミダクロプリドの規制に係るカカオ豆の検査部位を「豆」から「豆（外皮を含まない。）」と変更することにより、人の健康に悪影響を及ぼすおそれは認められない。 (平成24年10月15日府食第899号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年2月14日～平成25年3月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年6月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年7月2日、告示 公布日より適用 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 カカオ豆の検査部位を「外皮を含むもの」から「外皮を含まないもの」への変更
施策の実効性確保措置	平成25年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジフェノコナゾール
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年9月24日付け厚生労働省発食安0924第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジフェノコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0096 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成24年10月15日府食第903号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年7月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビフェナゼート（第4版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年3月23日付け厚生労働省発食安0323第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ビフェナゼートの一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月15日府食第900号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成25年9月11日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラクロストロビン（第3版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピラクロストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.034 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月15日府食第901号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年5月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルフェナセット
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218010号、平成22年5月26日付け厚生労働省発食安0526第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルフェナセットの一日摂取許容量（ADI）を0.011 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年10月15日府食第904号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルベンジアミド（第4版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルベンジアミドの一日摂取許容量（ADI）を0.017 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月15日府食第902号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イプフェンカルバゾン					
評価品目の分類	農薬					
用途	除草剤					
評価要請機関	厚生労働省					
評価結果通知先	厚生労働省					
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第15号					
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号					
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価					
評価目的の具体的内容	-					
評価結果の概要	イプフェンカルバゾンの一日内摂取許容量（ADI）を0.00099 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月29日府食第952号）					
関係行政機関における施策の実施状況						
施策の検討経過	平成25年2月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月13日～6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に審議 平成25年7月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申					
リスク管理措置の実施に時間を要している理由						
施策の概要等	平成25年8月6日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）					
			TMDI/ADI (%)			
	国民平均				24.7	
	幼小児（1～6歳）				42.2	
	妊婦				19.5	
	高齢者（65歳以上）				24.6	
	とされている。					
施策の実効性確保措置	平成25年8月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請					
その他特記事項						
a. ポジティブリスト関連						

b. 新規登録、適用拡大等	<input type="radio"/> (新規登録)
c. 農作物以外への残留基準設定	<input type="radio"/> (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

イプフェンカルバゾン(除草剤)

食品名	残留基準値 [※]	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	<input type="radio"/> 0.05	
魚介類	<input type="radio"/> 0.04	

○:平成25年8月6日施行

●:平成26年2月6日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジカンバ
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジカンバの一日摂取許容量（ADI）を0.3 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年10月29日府食第953号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジカンバ
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成22年8月12日付け22消安第4385号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジカンバの一日摂取許容量（ADI）を0.3 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成24年10月29日府食第954号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、同年12月開催の農業資材審議会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジノテフラン（第4版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第12号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジノテフランの一日摂取許容量（ADI）を0.22 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月29日府食第948号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テブコナゾール（第3版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	テブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.029 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月29日府食第949号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年7月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロニカミド（第4版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第4号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フロニカミドの一日摂取許容量（ADI）を0.073 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月29日府食第950号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成25年2月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月13日～6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年8月6日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>40.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>17.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>23.4</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	22.3	幼小児（1～6歳）	40.9	妊婦	17.9	高齢者（65歳以上）	23.4
	EDI/ADI (%)										
国民平均	22.3										
幼小児（1～6歳）	40.9										
妊婦	17.9										
高齢者（65歳以上）	23.4										
施策の実効性確保措置	平成25年8月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

フロニカミド(殺虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 5	
大豆	○ 5	
小豆類	○ 5	3
ばれいしょ	○ 0.3	0.3
その他のいも類	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.6	0.6

フロニカミド(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 16	16
かぶ類の根	○ 0.6	0.6
西洋わさび	○ 0.6	0.6
クレソン	○ 4	4
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 2	2
ケール	○ 16	16
こまつな	○ 16	16
きょうな	○ 16	16
チンゲンサイ	○ 16	16
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜	○ 16	16
ごぼう	○ 0.6	0.6
サルシフィー	○ 0.6	0.6
チコリ	○ 4	4
エンダイブ	○ 4	4
しゅんぎく	○ 4	4
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 15	15
その他のさく科野菜	○ 4	4
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	3
アスパラガス	○ 2	2
にんじん	○ 0.6	0.6
パースニップ	○ 0.6	0.6
パセリ	○ 4	4
セロリ	○ 4	4
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜	○ 4	4
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 3	3
その他のなす科野菜	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.4	0.4
しろり	○ 0.4	0.4
ずいか	○ 2	2
メロン類果実	○ 2	2
まくわうり	○ 0.4	0.4
その他のうり科野菜	○ 0.4	0.4
ほうれんそう	○ 9	9
オクラ	○ 0.4	0.4
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜	○ 4	4

フロニカミド(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.2	0.2
びわ	○ 0.2	0.2
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.6	0.6
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	0.6
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 5	5
その他の果実	○ 0.4	0.4
綿実	○ 0.5	0.5
茶	○ 40	40
ホップ	○ 5	5
その他のハーブ	○ 16	16
牛の筋肉	○ 0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.08	0.08
牛の脂肪	○ 0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.03	0.03
牛の肝臓	○ 0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.08	0.08
牛の腎臓	○ 0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.08	0.08
牛の食用部分	○ 0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.08	0.08
乳	○ 0.03	0.03
鶏の筋肉	○ 0.03	0.03
その他の家きんの筋肉	○ 0.03	0.03
鶏の脂肪	○ 0.03	0.03
その他の家きんの脂肪	○ 0.03	0.03
鶏の肝臓	○ 0.03	0.03
その他の家きんの肝臓	○ 0.03	0.03
鶏の腎臓	○ 0.03	0.03
その他の家きんの腎臓	○ 0.03	0.03
鶏の食用部分	○ 0.03	0.03
その他の家きんの食用部分	○ 0.03	0.03
鶏の卵	○ 0.04	0.04
その他の家きんの卵	○ 0.04	0.04
トマトピューレー(トマト加工品の日本農林規格(昭和54年農 林水産省告示第1419号)に規定するものに限る。)	○ 0.5	0.5
トマトペースト(トマト加工品の日本農林規格に規定する ものに限る。)	○ 2	2

○:平成25年8月6日施行

●:平成26年2月6日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロパルギット
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロパルギットの一日摂取許容量（ADI）を0.0098 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年10月29日府食第955号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンチアバリカルブイソプロピル（第4版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第5号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ベンチアバリカルブイソプロピルの一日摂取許容量（ADI）を0.069 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年10月29日府食第951号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成25年2月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月13日～6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年8月6日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>3.9</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	4.1	幼小児（1～6歳）	7.1	妊婦	3.1	高齢者（65歳以上）	3.9
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	4.1										
幼小児（1～6歳）	7.1										
妊婦	3.1										
高齢者（65歳以上）	3.9										
施策の実効性確保措置	平成25年8月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

ベンチアバリカルブイソプロピル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	○ 0.05	0.05
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 0.05	0.05
たまねぎ	○ 0.02	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	0.7
アスパラガス	○ 0.3	0.3
その他のゆり科野菜	○ 0.05	
トマト	○ 2	2
なす	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
ぶどう	○ 2	2

○:平成25年8月6日施行

●:平成26年2月6日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシテトラサイクリン
評価品目の分類	農薬
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年11月15日付け厚生労働省発食安1115第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンのグループ一日摂取許容量（ADI）を0.03 mg/kg 体重/日と設定する。 （オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン及びクロルテトラサイクリンの単独又は和として） <評価書「食品健康影響評価」抄> オキシテトラサイクリンの農産物中における暴露評価対象物質をオキシテトラサイクリン（親化合物のみ）と設定した。 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年11月5日府食第969号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミシアホス（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺線虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年7月18日付け厚生労働省発食安0718第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミシアホスの一日摂取許容量（ADI）を0.0005 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年11月12日府食第985号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロラントラニプロール（第3版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年7月18日付け厚生労働省発食安0718第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロラントラニプロールの一日摂取許容量（ADI）を0.26 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年11月12日府食第986号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シメコナゾール（第4版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成24年7月18日付け厚生労働省発食安0718第4号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	シメコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0085 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年11月12日府食第987号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成25年2月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月13日～6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年8月6日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>52.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>29.0</td> </tr> </tbody> </table> とされている。			TMDI/ADI (%)	国民平均	25.6	幼小児（1～6歳）	52.8	妊婦	22.9	高齢者（65歳以上）	29.0
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	25.6											
幼小児（1～6歳）	52.8											
妊婦	22.9											
高齢者（65歳以上）	29.0											
施策の実効性確保措置	平成25年8月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

シメコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
大豆	○ 0.2	0.2
こんにゃくいも	○ 0.1	0.1

シメコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ごぼう	○ 0.3	0.3
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.2	0.2
にんにく	○ 0.1	0.1
トマト	○ 0.2	0.2
その他のなす科野菜	○ 2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	0.2
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
ほうれんそう	○ 0.1	0.1
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 0.3	0.3
レモン	○ 0.3	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.3	0.3
グレープフルーツ	○ 0.3	0.3
ライム	○ 0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	○ 0.3	0.3
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
もも	○ 0.7	0.7
ネクタリン	○ 0.5	0.5
あんず(アブリコットを含む。)	○ 1	1
すもも(ブルーンを含む。)	○ 0.3	0.3
うめ	○ 1	1
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	3
いちご	○ 3	3
ぶどう	○ 0.2	0.2
かき	○ 0.2	0.2
茶	○ 10	10
その他のスパイス	○ 0.3	0.3
魚介類	○ 0.02	0.02

○:平成25年8月6日施行

●:平成26年2月6日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビフェントリン（第4版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年7月18日付け厚生労働省発食安0718第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ビフェントリンの一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年11月12日府食第988号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年7月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリダリル（第6版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年7月18日付け厚生労働省発食安0718第6号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリダリルの一日摂取許容量（ADI）を0.028 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年11月12日府食第989号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソピラザム
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第14号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イソピラザムの一日摂取許容量（ADI）を0.055 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年11月26日府食第1023号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリオフェノン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年11月15日付け厚生労働省発食安1115第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリオフェノンの一日摂取許容量（ADI）を0.091 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年11月26日府食第1024号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（新規登録）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロチオラン（第3版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イソプロチオランの一日摂取許容量（ADI）を0.1 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年12月10日府食第1047号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年5月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シアゾファミド（第7版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年8月21日付け厚生労働省発食安0821第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シアゾファミドの一日摂取許容量（ADI）を0.17 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年12月10日府食第1043号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリフルキナゾン（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリフルキナゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.005 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年12月10日府食第1045号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年7月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブプロフェジン（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブプロフェジンの一日摂取許容量（ADI）を0.009 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年12月10日府食第1046号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メトキシフェノジド（第4版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年8月21日付け厚生労働省発食安0821第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メトキシフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.098 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成24年12月10日府食第1044号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年5月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年7月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成25年9月11日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アメトクトラジン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第12号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アメトクトラジンの一日摂取許容量（ADI）を2.7 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成25年1月7日府食第11号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年7月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンピロキシメート
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年1月20日付け厚生労働省発食安0120第6号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェンピロキシメートの一日摂取許容量（ADI）を0.0097 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年1月7日府食第13号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェントエート（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年7月18日付け厚生労働省発食安0718第18号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェントエートの一日摂取許容量（ADI）を0.0029 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年1月21日府食第53号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェントエート（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年7月12日付け24消安第1741号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェントエートの一日摂取許容量（ADI）を0.0029 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成25年1月21日府食第52号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	残留基準の見直しに必要な資料（残留試験データ等）を収集。資料を入手次第、速やかに見直し案を検討し、農業資材審議会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルドリン及びディルドリン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年12月10日付け厚生労働省発食安1210第4号、平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第6号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アルドリンの耐容一日摂取許容量を0.000025 mg/kg 体重/日及びディルドリンの耐容一日摂取量0.00005 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、本剤は現在製造・使用等が禁止されており、得られているデータが限られていることから、リスク管理機関において引き続き関連情報の収集に努めるべきと考える。 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年1月28日府食第65号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルドリン及びディルドリン（清涼飲料水の規格基準の改正）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>アルドリンの耐容一日摂取許容量を0.000025 mg/kg 体重/日及びディルドリンの耐容一日摂取量0.00005 mg/kg 体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>なお、本剤は現在製造・使用等が禁止されており、得られているデータが限られていることから、リスク管理機関において引き続き関連情報の収集に努めるべきと考える。</p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成25年1月28日府食第65号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○（ミネラルウォーター類）

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アゾシクロチン及びシヘキサチン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月30日付け厚生労働省発食安第1030005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アゾシクロチン及びシヘキサチンのグループ一日摂取許容量（ADI）を0.0026 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年2月4日府食第89号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（不検出基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シヘキサチン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月30日付け厚生労働省発食安第1030003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たったの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アゾシクロチン及びシヘキサチンのグループ一日摂取許容量（ADI）を0.0026 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年2月4日府食第89号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（不検出基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,3-ジクロロプロペン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺線虫剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月3日付け厚生労働省発食安第0303012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	1,3-ジクロロプロペンの一日摂取許容量（ADI）を0.02 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年2月18日府食第124号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,3-ジクロロプロペン（清涼飲料水の規格基準の改正）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺線虫剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	1,3-ジクロロプロペンの一日摂取許容量（ADI）を0.02 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年2月18日府食第124号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○（ミネラルウォーター類）

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	γ-BHC（リンデン）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年5月11日付け厚生労働省発食安0511第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	γ-BHC（リンデン）の耐容一日摂取量（TDI）を0.0047 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年3月4日府食第176号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	γ-BHC（リンデン）（清涼飲料水の規格基準の改正）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	γ-BHC（リンデン）の耐容一日摂取量（TDI）を0.0047 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年3月4日府食第176号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○（ミネラルウォーター類）

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロパクロール
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月9日付け厚生労働省発食安第0909002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロパクロールの一日摂取許容量（ADI）を0.054 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年3月4日府食第177号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を再び行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	モリネート
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月12日付け厚生労働省発食安第1012002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	モリネートの一日摂取許容量（ADI）を0.0021 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年3月4日府食第178号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	モリネート（清涼飲料水の規格基準の改正）
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	モリネートの一日摂取許容量（ADI）を0.0021 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年3月4日府食第178号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○（ミネラルウォーター類）

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アニロホス
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月12日付け厚生労働省発食安0312第21号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提をした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成25年3月18日府食第219号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アラクロール（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年1月30日付け厚生労働省発食安0130第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アラクロールの一日内摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年3月18日府食第215号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アラクロール（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年1月20日付け23消安第5200号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アラクロールの一日常摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成25年3月18日府食第214号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	残留基準の見直し案を検討中。検討後、農業資材審議会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シエノピラフェン（第5版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年1月30日付け厚生労働省発食安0130第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シエノピラフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成25年3月18日府食第217号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロフェンチオン
評価品目の分類	農薬
用途	殺線虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月12日付け厚生労働省発食安0312第21号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提をした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである時に該当すると認められる。 （平成25年3月18日府食第219号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	バミドチオン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤・殺ダニ剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月12日付け厚生労働省発食安0312第21号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提をした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成25年3月18日府食第219号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリダフェンチオン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤・殺ダニ剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月12日付け厚生労働省発食安0312第21号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提をした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成25年3月18日府食第219号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロニカミド（第5版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年1月30日付け厚生労働省発食安0130第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フロニカミドの一日摂取許容量（ADI）を0.073 mg/kg 体重/日と設定する。 （平成25年3月18日府食第218号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年7月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ミルネブ
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月12日付け厚生労働省発食安0312第21号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提をした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成25年3月18日府食第219号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタゾール
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月12日付け厚生労働省発食安0312第21号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提をした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成25年3月18日府食第219号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピロジクロフェン									
評価品目の分類	農薬									
用途	殺ダニ剤									
評価要請機関	厚生労働省									
評価結果通知先	厚生労働省									
評価要請日等	平成22年1月25日付け厚生労働省発食安0125第4号									
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項									
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価									
評価目的の具体的内容	-									
評価結果の概要	<p>スピロジクロフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.013mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年4月19日府食第404号）</p>									
関係行政機関における施策の実施状況										
施策の検討経過	<p>平成24年9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年1月11日～2月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年2月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に再報告 平成25年6月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申</p>									
リスク管理措置の実施に時間を要している理由										
施策の概要等	<p>平成25年7月2日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">28.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">72.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">26.1</td> </tr> </tbody> </table>			EDI/ADI (%)	国民平均	28.5	幼小児（1～6歳）	72.2	妊婦	26.1
	EDI/ADI (%)									
国民平均	28.5									
幼小児（1～6歳）	72.2									
妊婦	26.1									

	高齢者（65歳以上）	31.0
	とされている。	
施策の実効性確保措置	平成25年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請	
その他特記事項		
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）	
c. 農作物以外への残留基準設定		
d. 清涼飲料水関係		

(継続24上)

スピロジクロフェン(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	○ 0.5	
ピーマン	○ 0.2	
なす	○ 2	
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.1	
みかん	● 0.05	0.1
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2

スピロジクロフェン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 2	2
りんご	○ 2	2
日本なし	● 0.8	2
西洋なし	● 0.8	2
マルメロ	● 0.8	2
びわ	● 0.5	0.8
もも	●	1
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アブリコットを含む。)	● 2	5
すもも(プルーンを含む。)	● 2	5
うめ	● 2	5
おうとう(チェリーを含む。)	● 3	5
いちご	● 2	5
ラズベリー	●	5
ブラックベリー	●	5
ブルーベリー	●	5
クランベリー	●	5
ハックルベリー	●	5
その他のベリー類果実 ¹³	● 1	5
ぶどう	● 2	5
かき	● 1	2
バナナ	●	2
パパイヤ	● 1	2
アボカド	● 1	2
パイナップル	●	2
グアバ	●	2
マンゴー	● 1	2
パッションフルーツ	●	2
その他の果実 ⁶	○ 5	5
ぎんなん	○ 0.05	
くり	○ 0.1	0.1
ペカン	○ 0.1	0.1
アーモンド	○ 0.1	0.1
くるみ	○ 0.1	0.1
その他のナッツ類 ¹⁴	○ 0.1	0.1
茶	○ 20	
コーヒー豆	○ 0.03	
ホップ	○ 40	
その他のスパイス ⁷	○ 5	5
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
豚の筋肉	○ 0.02	

スピロジクロフェン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁵ の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.1	0.1
豚の肝臓	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.1
牛の腎臓	○ 0.1	0.1
豚の腎臓	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.1
牛の食用部分 ²	○ 0.1	0.1
豚の食用部分	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.1
乳	○ 0.01	0.01

○:平成25年7月2日施行

●:平成26年1月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロスルホカルブ（第2版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第7号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	プロスルホカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.019mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年5月10日府食第492号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月20日～12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年5月15日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>9.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>3.9</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	4.5	幼小児（1～6歳）	9.3	妊婦	4.4	高齢者（65歳以上）	3.9
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	4.5										
幼小児（1～6歳）	9.3										
妊婦	4.4										
高齢者（65歳以上）	3.9										
施策の実効性確保措置	平成25年5月15日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 4 上)

プロスルホカルブ (除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	○ 0.05	0.05
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	○ 0.05	
とうもろこし	○ 0.05	
その他の穀類 ²	○ 0.05	
えんどう	○ 0.05	
そら豆	○ 0.05	
ばれいしょ	○ 0.05	
たまねぎ	○ 0.1	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.05	
その他のゆり科野菜 ³	○ 0.05	
にんじん	○ 1	
セロリ	○ 2	
その他のせり科野菜 ⁹	○ 0.1	
未成熟えんどう	○ 0.05	
ひまわりの種子	○ 0.05	
その他のスパイス ¹³	○ 0.5	
魚介類	○ 0.09	

○:平成25年5月15日施行

●:平成25年11月15日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンチオピラド（第2版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第8号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	ペンチオピラドの一日摂取許容量（ADI）を0.081mg/kg/体/日と設定する。 （平成24年5月10日府食第493号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月20日～12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年5月15日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>22.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>11.3</td> </tr> </tbody> </table> とされている。			TMDI/ADI (%)	国民平均	11.7	幼小児（1～6歳）	22.6	妊婦	9.2	高齢者（65歳以上）	11.3
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	11.7											
幼小児（1～6歳）	22.6											
妊婦	9.2											
高齢者（65歳以上）	11.3											
施策の実効性確保措置	平成25年5月15日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 4 上)

ベンチオピラド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
キャベツ	○ 0.7	0.7
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 20	3
たまねぎ	○ 0.05	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	
アスパラガス	○ 0.3	
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 1	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
すいか	○ 0.05	
メロン類果実	○ 0.05	0.05
みかん	○ 0.5	
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 3	3
西洋なし	○ 3	3
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 2	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	○ 2	2

ベンチオピラド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
ぶどう	○ 10	10
かき	○ 3	
その他のスパイス ¹³	○ 15	

○:平成25年5月15日施行

●:平成25年11月15日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホスメット
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月1日付け厚生労働省発食安0301第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ホスメットの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年5月10日府食第490号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料（作残試験等）を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 24上)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホスメット
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年1月20日付け23消安第5200号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ホスメットの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年5月10日府食第491号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	厚生労働省において食品規格（残留基準）が設定され次第、当該基準値との整合性を確認後、飼料中の暫定基準値の見直しについて農業資材審議会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	現在、厚生労働省において食品の暫定基準改正の作業中。同基準が改正され次第、飼料中の暫定基準値の見直しについて農業資材審議会で審議予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 24上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ミルベメクチン（第2版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺虫剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第19号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	ミルベメクチンの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年5月10日府食第494号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年1月11日～2月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年5月15日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>12.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>4.9</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	5.0	幼小児（1～6歳）	12.7	妊婦	4.0	高齢者（65歳以上）	4.9
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	5.0											
幼小児（1～6歳）	12.7											
妊婦	4.0											
高齢者（65歳以上）	4.9											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成25年5月15日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 4 上)

ミルベメクチン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.1	0.1
小豆類 ³	○ 0.2	0.2
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.1	0.1
その他のさく科野菜 ⁷	○ 2	2
アスパラガス	○ 0.3	0.3
パセリ	○ 0.7	0.7
セロリ	○ 0.5	0.5
みつば	○ 1	1
その他のせり科野菜 ⁹	○ 1	
トマト	○ 0.2	0.2
ピーマン	○ 0.2	0.2
なす	○ 0.2	0.2
その他のなす科野菜 ¹⁸	○ 0.2	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.2	0.2
その他のうり科野菜 ¹⁹	○ 0.1	
未成熟えんどう	○ 0.3	0.3
未成熟いんげん	○ 0.3	0.3
えだまめ	○ 0.2	0.2
その他の野菜 ¹⁰	○ 3	3
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 0.2	0.2
レモン	○ 0.2	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.2	0.2
グレープフルーツ	○ 0.2	0.2
ライム	○ 0.2	0.2
その他のかんきつ類果実 ²¹	○ 0.2	0.2
りんご	○ 0.2	0.2
日本なし	○ 0.2	0.2
西洋なし	○ 0.2	0.2

ミルベメクチン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.2	0.2
うめ	○ 0.5	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.3	0.3
いちご	○ 0.2	0.2
ぶどう	○ 0.2	0.2
バナパイヤ	○ 0.1	0.1
アボカド	○ 0.02	
その他の果実 ¹²	○ 0.2	
茶	○ 0.7	0.7
ホップ	○ 0.1	
その他のスパイス ¹³	○ 0.7	0.7
その他のハーブ ¹⁴	○ 5	5

○:平成25年5月15日施行
●:平成25年11月15日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロマフェノジド（第2版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺虫剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年11月15日付け厚生労働省発食安1115第3号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	クロマフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.27mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年5月24日府食第522号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年1月11日～2月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年5月15日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">4.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">7.7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">3.7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">4.8</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	4.3	幼小児（1～6歳）	7.7	妊婦	3.7	高齢者（65歳以上）	4.8
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	4.3											
幼小児（1～6歳）	7.7											
妊婦	3.7											
高齢者（65歳以上）	4.8											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成25年5月15日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 4 上)

クロマフェノジド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.2	0.2
とうもろこし	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.5	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.2	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	
てんさい	○ 0.05	0.05

クロマフェノジド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 3	3
はくさい	○ 0.7	0.7
キャベツ	○ 2	2
ケール	○ 5	5
こまつな	○ 5	5
きょうな	○ 5	5
チンゲンサイ	○ 5	5
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○ 5	5
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 2	2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	0.7
わけぎ	○ 1	1
パセリ	○ 10	
みつば	○ 5	
その他のせり科野菜 ⁹	○ 3	
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ¹⁸	○ 1	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.05	0.05
ほうれんそう	○ 15	
オクラ	○ 0.7	0.7
しょうが	○ 0.05	0.05
未成熟えんどう	○ 0.3	0.3
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜 ¹⁰	○ 0.05	0.05
りんご	○ 0.7	0.7
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
もも	○ 0.1	0.1
うめ	○ 3	3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1	1
いちご	○ 0.5	0.5
グアバ	○ 0.5	
茶	○ 20	20
その他のスパイス ¹³	○ 0.05	0.05
その他のハーブ ¹⁴	○ 15	5
魚介類	○ 0.06	0.06

○:平成25年5月15日施行
●:平成25年11月15日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピロメシフェン（第4版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺虫剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年11月25日付け厚生労働省発食安1115第4号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	スピロメシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年5月24日府食第523号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年1月11日～2月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年5月15日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">37.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">78.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">29.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">39.0</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	37.3	幼小児（1～6歳）	78.1	妊婦	29.5	高齢者（65歳以上）	39.0
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	37.3											
幼小児（1～6歳）	78.1											
妊婦	29.5											
高齢者（65歳以上）	39.0											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成25年5月15日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 4 上)

スピロメシフェン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.01	0.01
大麦	○ 0.01	0.01
とうもろこし	○ 0.02	0.02
その他の穀類 ²	○ 0.01	0.01
小豆類 ³	○ 0.02	
えんどう	○ 0.2	
そら豆	○ 0.02	
その他の豆類 ⁴	○ 0.2	
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.02	0.02
かんしょ	○ 0.02	0.02
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.02	0.02
その他のいも類 ⁵	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.01	0.01
クレソン	○ 12	12
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 2	2
ケール	○ 12	12
きょうな	○ 12	12
チンゲンサイ	○ 12	12

スピロメシフェン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○ 12	12
チコリ	○ 12	12
エンダイブ	○ 12	12
しゅんぎく	○ 12	12
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 12	12
その他のさく科野菜 ⁷	○ 12	12
たまねぎ	○ 0.09	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.09	
にんにく	○ 0.09	
にら	○ 0.09	
わけぎ	○ 0.09	
その他のゆり科野菜 ⁸	○ 0.09	
パセリ	○ 12	12
セロリ	○ 6	
その他のせり科野菜 ⁹	○ 12	12
トマト	○ 3	3
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 ¹⁸	○ 5	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.1	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
しろうり	○ 0.1	0.1
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 ¹⁹	○ 0.1	0.1
ほうれんそう	○ 12	12
しょうが	○ 0.02	0.02
未成熟いんげん	○ 1	
その他の野菜 ¹⁰	○ 12	12
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.7	0.7
うめ	○ 5	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	○ 2	2
ブルーベリー	○ 2	

スピロメシフェン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
クランベリー	○ 2	
その他のベリー類果実 ¹¹	○ 2	
ぶどう	○ 10	10
その他の果実 ¹²	○ 0.5	0.5
綿実	○ 0.5	0.5
茶	○ 30	30
その他のスパイス ¹³	○ 10	10
その他のハーブ ¹⁴	○ 45	10
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁵ の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.2
牛の腎臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.2
牛の食用部分 ¹⁶	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.2
乳	○ 0.01	0.01
魚介類	○ 0.06	0.06

○:平成25年5月15日施行
●:平成25年11月15日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトフメセート
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安0305009号、平成22年6月18日付け厚生労働省発食安0618第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エトフメセートの一日摂取許容量（ADI）を0.3mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年5月31日府食第546号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	9月24日開催の部会にて審議したが残留試験の分析法について確認が必要となり、確認が取れ次第再度部会審議予定
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（新規登録）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 24上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A: 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリメタニル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年4月30日付け厚生労働省発食安0430第1号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	ー										
評価結果の概要	ピリメタニルの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年6月7日府食第565号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年1月11日～2月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成25年2月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再々審議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に再報告 平成25年7月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年8月6日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>幼児（1～6歳）</td> <td>27.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	9.7	幼児（1～6歳）	27.4	妊婦	8.2	高齢者（65歳以上）	9.5
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	9.7										
幼児（1～6歳）	27.4										
妊婦	8.2										
高齢者（65歳以上）	9.5										

	とされている。
施策の実効性確保措置	平成25年8月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 4 上)

ピリメタニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	○ 1	1
えんどう	○ 0.5	0.3

ピリメタニル(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	○ 0.05	0.03
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
その他のいも類	○ 0.05	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 3	2
たまねぎ	○ 0.2	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	2
にんじん	○ 1	
トマト	○ 2	2
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
その他のうり科野菜	●	0.05
しょうが	○ 0.05	0.05
未成熟えんどう	○ 0.3	0.3
未成熟いんげん	○ 3	1
その他の野菜	○ 0.3	0.05
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 10	10
レモン	● 10	15
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	● 10	15
グレープフルーツ	● 10	15
ライム	● 10	15
その他のかんきつ類果実	● 10	15
りんご	○ 14	5
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 14	1
マルメロ	○ 14	0.05
びわ	○ 0.05	0.05
もも(果皮を含む。)	○ 10	3
ネクタリン	● 4	5
あんず(アブリコットを含む。)	○ 10	10
すもも(ブルーンを含む。)	○ 10	10
うめ	●	10
おうとう(チェリーを含む。)	○ 10	10
いちご	○ 10	10
ラズベリー	○ 10	10
ブラックベリー	○ 10	10
ブルーベリー	● 5	10
クランベリー	● 5	10
ハuckleベリー	● 5	10
その他のベリー類果実	● 5	10
ぶどう	○ 10	10

ピリメタニル(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
かき	● 2	5
バナナ	○ 0.1	0.1
パパイア	●	5
アボカド	●	5
パイナップル	●	5
グアバ	●	5
マンゴー	●	5
パッションフルーツ	●	5
なつめやし	●	10
その他の果実	● 0.5	10
アーモンド	○ 0.2	0.2
その他のナッツ類	○ 0.2	0.2
その他のスパイス		15
その他のスパイス(根又は根茎に限る。)	● 0.05	
その他のハーブ	●	0.05
牛の筋肉	○ 0.05	0.03
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	0.03
牛の脂肪	○ 0.05	0.01
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.01
牛の肝臓	○ 0.1	0.03
豚の肝臓	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.03
牛の腎臓	○ 0.1	0.04
豚の腎臓	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.04
牛の食用部分	○ 0.1	0.03
豚の食用部分	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.03
乳	● 0.01	0.02

○:平成25年8月6日施行

●:平成26年2月6日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンピラザミン											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第7号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	フェンピラザミンの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年6月7日府食第566号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年2月14日～3月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に審議 平成25年6月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年7月2日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">3.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">8.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">2.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">2.7</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	3.4	幼小児（1～6歳）	8.0	妊婦	2.6	高齢者（65歳以上）	2.7
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	3.4											
幼小児（1～6歳）	8.0											
妊婦	2.6											
高齢者（65歳以上）	2.7											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成25年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (新規登録)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 4 上)

フェンピラザミン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
トマト	○ 5	
なす	○ 2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	
みかん	○ 0.1	
なつみかんの果実全体	○ 5	
レモン	○ 5	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	
グレープフルーツ	○ 5	
ライム	○ 5	
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 5	
いちご	○ 10	
ぶどう	○ 10	
その他のスパイス ⁷	○ 15	

○:平成25年7月2日施行

●:平成26年1月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミスルブロム（第3版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第11号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	アミスルブロムの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年6月21日府食第606号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年2月14日～3月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年6月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年7月2日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">26.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">42.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">20.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">29.7</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	26.9	幼小児（1～6歳）	42.1	妊婦	20.4	高齢者（65歳以上）	29.7
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	26.9											
幼小児（1～6歳）	42.1											
妊婦	20.4											
高齢者（65歳以上）	29.7											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成25年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 4 上)

アミスルプロム(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	
大豆	○ 0.3	0.3
小豆類 ³	○ 0.2	0.2
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 1	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.3	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 25	25
かぶ類の根	○ 0.5	
かぶ類の葉	○ 30	
はくさい	○ 10	10
キャベツ	○ 3	3
ケール	○ 20	20
こまつな	○ 15	15
きょうな	○ 20	20
チンゲンサイ	○ 20	20
カリフラワー	○ 2	
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜 ⁴	○ 20	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	10
たまねぎ	○ 0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 1	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 2	
すいか	○ 0.05	
メロン類果実	○ 0.05	0.05
ほうれんそう	○ 30	30
しょうが	○ 0.7	
えだまめ	○ 10	10

アミスルプロム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 2	2
いちご	○ 0.05	0.05
ぶどう	○ 5	5
その他の果実 ⁶	○ 1	
その他のスパイス ⁷	○ 15	15
その他のハーブ ⁸	○ 20	20

○:平成25年7月2日施行

●:平成26年1月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	サフルフェナシル（第2版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第1号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	サフルフェナシルの一日摂取許容量（ADI）を0.009mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年6月22日府食第609号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年12月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成25年1月11日～2月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に再報告 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年5月15日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>13.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>27.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>12.9</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	13.5	幼小児（1～6歳）	27.8	妊婦	13.0	高齢者（65歳以上）	12.9
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	13.5										
幼小児（1～6歳）	27.8										
妊婦	13.0										
高齢者（65歳以上）	12.9										
施策の実効性確保措置	平成25年5月15日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 4 上)

サルフエナシル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.03	
大麦	○ 0.03	
ライ麦	○ 0.03	
とうもろこし	○ 0.03	
そば	○ 0.03	
その他の穀類 ²	○ 0.03	
大豆	○ 0.1	
小豆類 ⁶	○ 0.3	
えんどう	○ 0.3	

サルフエナシル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
そら豆	○ 0.3	
その他の豆類 ¹⁴	○ 0.3	
未成熟えんどう	○ 0.03	
未成熟いんげん	○ 0.03	
えだまめ	○ 0.03	
なつみかんの果実全体	○ 0.03	
レモン	○ 0.03	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.03	
グレープフルーツ	○ 0.03	
ライム	○ 0.03	
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	○ 0.03	
りんご	○ 0.03	
日本なし	○ 0.03	
西洋なし	○ 0.03	
マルメロ	○ 0.03	
ネクタリン	○ 0.03	
あんず(アブリコットを含む。)	○ 0.03	
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.03	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.03	
ぶどう	○ 0.03	
バナナ	○ 0.03	
マンゴー	○ 0.03	
ひまわりの種子	○ 1	
綿実	○ 0.2	
くり	○ 0.03	
ペカン	○ 0.03	
アーモンド	○ 0.03	
くるみ	○ 0.03	
その他のナッツ類 ¹²	○ 0.03	
コーヒー豆	○ 0.03	
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.8	
豚の肝臓	○ 0.8	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.8	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分 ²¹	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	

サフルフェナシル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	○ 0.01	

- :平成25年5月15日施行
 ●:平成25年11月15日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シアゾファミド（第6版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第2号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	シアゾファミドの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年6月22日府食第610号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年2月14日～3月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年6月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年7月2日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>23.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table> とされている。			TMDI/ADI (%)	国民平均	12.9	幼小児（1～6歳）	23.3	妊婦	9.7	高齢者（65歳以上）	14.0
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	12.9											
幼小児（1～6歳）	23.3											
妊婦	9.7											
高齢者（65歳以上）	14.0											
施策の実効性確保措置	平成25年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 4 上)

シアゾファミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.3	0.3
小豆類 ³	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
こんにゃくいも	○ 0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.3	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 25	10
かぶ類の根	○ 0.3	0.3
かぶ類の葉	○ 20	20
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 0.7	0.7
ケール	○ 15	15
こまつな	○ 15	15
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 3	3
ブロッコリー	○ 1	1
その他のあぶらな科野菜 ⁴	○ 20	15
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	10
たまねぎ	○ 0.05	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
わけぎ	○ 5	5
その他のゆり科野菜 ⁹	○ 3	3
にんじん	○ 0.09	0.09
みつば	○ 10	10
トマト	○ 2	2

シアゾファミド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.5
しろりり	○ 0.1	0.1
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
まくわり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 0.1	0.1
ほうれんそう	○ 25	25
しょうが	○ 3	3
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜 ¹²	○ 10	10
みかん	○ 0.7	0.7
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 5	5
もも	○ 0.3	
ネクタリン	○ 1	
いちご	○ 0.7	0.7
ぶどう	○ 10	10
パパイヤ	○ 0.5	0.5
その他の果実 ⁶	○ 1	1
その他のスパイス ⁷	○ 10	10
その他のハーブ ⁸	○ 15	15

○:平成25年7月2日施行

●:平成26年1月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	F	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピネトラム（第3版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	スピネトラムの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年6月22日府食第611号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>【適用拡大】</p> <p>平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p> <p>平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議</p> <p>【インポートトレランス】</p> <p>平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 24上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンディメタリン（第2版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第6号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ペンディメタリンの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。（平成24年8月6日府食第717号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年11月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年3月28日～5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年6月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年7月2日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>TMDI/ADI (%)</td> </tr> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>2.4</td> </tr> </table> とされている		TMDI/ADI (%)	国民平均	2.5	幼小児（1～6歳）	4.7	妊婦	2.1	高齢者（65歳以上）	2.4
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	2.5										
幼小児（1～6歳）	4.7										
妊婦	2.1										
高齢者（65歳以上）	2.4										
施策の実効性確保措置	平成25年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 4 上)

ペンディメタリン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.2	0.2
小麦	○ 0.2	0.2
大麦	○ 0.2	0.2
ライ麦	○ 0.2	0.2
とうもろこし	○ 0.2	0.2
そば	○ 0.1	
その他の穀類 ¹⁷	○ 0.1	0.1

ペンディメタリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	○ 0.2	0.2
小豆類 ³	○ 0.05	0.05
えんどう	○ 0.1	0.1
そら豆	○ 0.1	0.1
らっかせい	○ 0.2	0.2
その他の豆類 ¹⁸	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.2	0.2
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.2	0.2
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.2	0.2
こんにやくいも	○ 0.2	0.2
その他のいも類 ¹⁹	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.05	0.05
さとうきび	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
かぶ類の根	○ 0.05	0.05
かぶ類の葉	○ 0.05	0.05
西洋わさび	○ 0.05	0.05
クレソン	○ 0.05	0.05
はくさい	○ 0.2	0.2
キャベツ	○ 0.2	0.2
芽キャベツ	○ 0.2	0.2
ケール	○ 0.05	0.05
こまつな	○ 0.05	0.05
きょうな	○ 0.05	0.05
チンゲンサイ	○ 0.05	0.05
カリフラワー	○ 0.05	0.05
ブロッコリー	○ 0.05	0.05
その他のあぶらな科野菜 ¹	○ 0.05	0.05
アーティチョーク	○ 0.05	0.05
チコリ	○ 0.05	0.05
エンダイブ	○ 0.05	0.05
しゅんぎく	○ 0.05	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 0.2	0.2
その他のきく科野菜 ²⁰	○ 0.05	0.05
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.2	0.2
にんにく	○ 0.2	0.2
にら	○ 0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.05	0.05
わけぎ	○ 0.05	0.05
その他のゆり科野菜 ⁹	○ 0.05	0.05

ペンディメタリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
にんじん	○ 0.2	0.2
パセリ	○ 0.2	0.2
その他のせり科野菜 ²¹	○ 0.2	0.2
トマト	○ 0.05	0.05
なす	○ 0.05	0.05
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 0.05	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
しょうが	○ 0.05	
未成熟えんどう	○ 0.05	0.05
未成熟いんげん	○ 0.05	0.05
えだまめ	○ 0.2	0.2
その他の野菜 ¹²	○ 0.1	0.1
みかん	○ 0.05	0.05
なつみかんの果実全体	○ 0.05	0.05
レモン	○ 0.05	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.05	0.05
グレープフルーツ	○ 0.05	0.05
ライム	○ 0.05	0.05
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 0.05	0.05
りんご	○ 0.1	0.1
日本なし	○ 0.1	0.1
西洋なし	○ 0.1	0.1
マルメロ	○ 0.05	0.05
びわ	○ 0.05	0.05
もも	○ 0.05	0.05
ネクタリン	○ 0.05	0.05
あんず(アブリコットを含む。)	○ 0.05	0.05
すもも(ブルーンを含む。)	○ 0.05	0.05
うめ	○ 0.05	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.05	0.05
いちご	○ 0.05	0.05
ラズベリー	○ 0.05	0.05
ブラックベリー	○ 0.05	0.05
ブルーベリー	○ 0.05	0.05
クランベリー	○ 0.05	0.05
ハuckleベリー	○ 0.05	0.05
その他のベリー類果実 ¹³	○ 0.05	0.05
ぶどう	○ 0.1	0.1
かき	○ 0.05	0.05
バナナ	○ 0.05	0.05
キウイ	○ 0.05	0.05
パイナップル	○ 0.05	0.05
パイナップル	○ 0.05	0.05

ペンディメタリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
グアバ	○ 0.05	0.05
マンゴー	○ 0.05	0.05
パッションフルーツ	○ 0.05	0.05
なつめやし	○ 0.05	0.05
ひまわりの種子	○ 0.1	0.1
ごまの種子	○ 0.05	0.05
べにばなの種子	○ 0.05	0.05
綿実	○ 0.1	0.1
なたね	○ 0.05	0.05
その他のオイルシード ²³	○ 0.05	0.05
ぎんなん	○ 0.05	0.05
くり	○ 0.05	0.05
ペカン	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.05
くるみ	○ 0.05	0.05
その他のナッツ類 ¹⁴	○ 0.05	0.05
魚介類	○ 0.3	0.3
ミネラルウォーター類	○ 0.02	0.02

○:平成25年7月2日施行

●:平成26年1月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	E	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンディメタリン（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年1月14日付け22消安第7912号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペンディメタリンの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年8月6日府食第718号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年2月27日 農業資材審議会に諮問 平成25年6月10日 農業資材審議会において審議、答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 24上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	F	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ボスカリド（第4版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第8号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ボスカリドの一日摂取許容量（ADI）を0.044mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年8月6日府食第719号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 24上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エタボキサム											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成21年11月20日付け厚生労働省発食安1120第9号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	エタボキサムの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年9月24日府食第839号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成25年2月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月13日～6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に審議 平成25年7月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年8月6日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>4.8</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	5.7	幼小児（1～6歳）	11.0	妊婦	3.3	高齢者（65歳以上）	4.8
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	5.7											
幼小児（1～6歳）	11.0											
妊婦	3.3											
高齢者（65歳以上）	4.8											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成25年8月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (新規登録)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 4 上)

エタボキサム(殺菌剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ばれいしょ	○ 0.05	
はくさい	○ 2	
トマト	○ 1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	
ぶどう	○ 10	

○:平成25年8月6日施行

●:平成26年2月6日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シプロジニル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シプロジニルの一日摂取許容量（ADI）を0.027mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年9月24日府食第840号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料（作残試験等）を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 24上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	F	D	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェントエート										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号、平成21年6月8日付け厚生労働省発食安0608006号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フェントエートの一日摂取許容量（ADI）を0.0029mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年10月6日府食第796号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年11月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年3月28日～5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年6月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年7月2日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>40.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>14.8</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	17.8	幼小児（1～6歳）	40.6	妊婦	20.9	高齢者（65歳以上）	14.8
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	17.8										
幼小児（1～6歳）	40.6										
妊婦	20.9										
高齢者（65歳以上）	14.8										

施策の実効性確保措置	平成25年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

フェントエート(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 0.5	0.4
大麦	●	0.4
ライ麦	●	0.4
とうもろこし	● 0.02	0.4
そば	●	0.4
その他の穀類 ¹⁷	●	0.4
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類 ³	○ 0.05	0.05
えんどう	○ 0.05	0.05
そら豆	● 0.02	0.05
らっかせい	●	0.05
その他の豆類 ¹⁸	○ 0.05	0.05
ばれいしょ	● 0.02	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	● 0.02	0.05
かんしょ	● 0.02	0.05
やまいも(長いもをいう。)	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類 ¹⁹	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	● 0.02	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	● 0.02	0.1
かぶ類の根	● 0.02	0.1
かぶ類の葉	● 0.02	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	● 0.02	0.1
キャベツ	● 0.02	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	● 0.02	0.1
ブロッコリー	● 0.05	0.1
その他のあぶらな科野菜 ⁴	●	0.1

フェントエート(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ごぼう	● 0.02	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 0.1	0.1
その他のきく科野菜 ²⁰	●	0.1
たまねぎ	● 0.02	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	● 0.05	0.1
にんにく	●	0.1
にら	●	0.1
アスパラガス	● 0.05	0.1
わけぎ	○ 0.1	0.1
その他のゆり科野菜 ⁹	● 0.02	0.1
にんじん	○ 0.1	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜 ²¹	●	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.1
その他のなす科野菜 ¹⁰	●	0.1
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
しろり	● 0.03	0.1
ずいか	● 0.02	0.1
メロン類果実	● 0.02	0.1
まくわり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 ¹¹	●	0.1
ほうれんそう	○ 0.1	0.1
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.1
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	● 0.02	0.1
未成熟いんげん	● 0.05	0.1
えだまめ	●	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類 ²²	●	0.1
その他の野菜 ¹²	● 0.02	0.1

フェントエート(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 2	0.1
レモン	○ 5	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	0.1
グレープフルーツ	○ 5	0.1
ライム	○ 5	0.1
その他のかんきつ類果実 ⁵	○ 5	0.1
りんご	○ 0.1	0.1
日本なし	○ 0.1	0.1
西洋なし	○ 0.1	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず(アブリコットを含む。)	●	0.1
すもも(プルーンを含む。)	●	0.1
うめ	● 0.02	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	● 0.05	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハuckleベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 ¹³	●	0.1
ぶどう	● 0.02	0.1
かき	○ 0.1	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パイナップル	●	0.1
アボカド	●	0.1
バナナ	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ⁹	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
ペニバン種子	●	0.1
蕎麦	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ²³	●	0.1
ぎんなん	●	0.1

フェントエート(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
くり	● 0.03	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ¹⁴	●	0.1
茶	● 0.02	0.1
その他のスパイス ⁷	○ 10	0.1
その他のスパイス(種子を除く。)	●	0.1
その他のハーブ ⁸	●	0.1
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	●	7

○:平成25年7月2日施行

●:平成26年1月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリフルラリン										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号、平成21年3月24日付け厚生労働省発食安0324004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	トリフルラリンの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年1月26日府食第78号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月20日～平成24年12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年5月15日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>13.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>26.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>12.7</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	13.5	幼小児（1～6歳）	26.6	妊婦	11.9	高齢者（65歳以上）	12.7
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	13.5										
幼小児（1～6歳）	26.6										
妊婦	11.9										
高齢者（65歳以上）	12.7										
施策の実効性確保措置	平成25年5月15日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	○ (ミネラルウォーター類)

(継続 23下)

トリフルラリン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 0.1	0.1
大麦	○ 0.1	0.1
ライ麦	○ 0.1	0.1
とうもろこし	○ 0.05	0.05
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ²	○ 0.1	0.1
大豆	○ 0.2	0.15
小豆類 ³	○ 0.05	0.05
えんどう	○ 0.05	0.05
そら豆	○ 0.05	0.05
らっかせい	○ 0.2	0.15
その他の豆類 ⁴	○ 0.05	0.05
ばれいしょ	○ 0.2	0.15
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05

トリフルラリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
こんにやくいも	○ 0.05	0.05
その他のいも類 ⁵	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.05	0.05
さとうきび	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
かぶ類の根	○ 0.1	0.1
かぶ類の葉	○ 0.05	0.05
西洋わさび	○ 0.05	0.05
クレソン	○ 0.05	0.05
はくさい	○ 0.05	0.05
キャベツ	○ 0.1	0.1
芽キャベツ	○ 0.1	0.1
ケール	○ 0.05	0.05
こまつな	○ 0.05	0.05
きょうな	○ 0.05	0.05
チンゲンサイ	○ 0.05	0.05
カリフラワー	○ 3	3
ブロッコリー	○ 0.05	0.05
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○ 0.05	0.05
ごぼう	○ 0.05	0.05
サルシフィー	○ 0.05	0.05
アーティチョーク	○ 0.05	0.05
チコリ	○ 0.05	0.05
エンダイブ	○ 0.05	0.05
しゅんぎく	○ 0.05	0.05
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 0.1	0.1
その他のきく科野菜 ⁷	○ 0.05	0.05
たまねぎ	○ 0.05	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.1	0.1
にんにく	○ 0.05	0.05
にら	○ 0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.1	0.1
わけぎ	○ 0.1	0.1
その他のゆり科野菜 ⁸	○ 0.05	0.05
にんじん	○ 1	1
パースニップ	○ 0.05	0.05
パセリ	○ 0.05	0.05
セロリ	○ 0.05	0.05
みつば	○ 0.05	0.05
その他のせり科野菜 ⁹	○ 0.05	0.05
トマト	○ 0.1	0.1

トリフルラリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ピーマン	○ 0.1	0.1
なす	○ 0.05	0.05
その他のなす科野菜 ¹⁸	○ 0.05	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.05	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
しろり	○ 0.05	0.05
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
まくわうり	○ 0.05	0.05
その他のうり科野菜 ¹⁹	○ 0.05	0.05
ほうれんそう	○ 0.05	0.05
たけのこ	○ 2	2
オクラ	○ 0.05	0.05
しょうが	○ 0.05	0.05
未成熟えんどう	○ 0.05	0.05
未成熟いんげん	○ 0.05	0.05
えだまめ	○ 0.05	0.05
マッシュルーム	○ 0.05	0.05
しいたけ	○ 0.05	0.05
その他のきのこ類 ²⁰	○ 0.05	0.05
その他の野菜 ¹⁰	○ 2	2
みかん	○ 0.05	0.05
なつみかんの果実全体	○ 0.05	0.05
レモン	○ 0.05	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.05	0.05
グレープフルーツ	○ 0.05	0.05
ライム	○ 0.05	0.05
その他のかんきつ類果実 ²¹	○ 0.05	0.05
りんご	○ 0.05	0.05
日本なし	○ 0.05	0.05
西洋なし	○ 0.05	0.05
マルメロ	○ 0.05	0.05
びわ	○ 0.05	0.05
もも	○ 0.05	0.05
ネクタリン	○ 0.05	0.05
あんず(アブリコットを含む。)	○ 0.05	0.05
すもも(フルーンを含む。)	○ 0.05	0.05
うめ	○ 0.05	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.05	0.05
いちご	○ 0.05	0.05
ラズベリー	○ 0.05	0.05
ブラックベリー	○ 0.05	0.05
ブルーベリー	○ 0.05	0.05

トリフルラリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
クランベリー	○ 0.05	0.05
ハuckleベリー	○ 0.05	0.05
その他のベリー類果実 ¹¹	○ 0.05	0.05
ぶどう	○ 0.05	0.05
かき	○ 0.05	0.05
バナナ	○ 0.05	0.05
キウイ	○ 0.05	0.05
パパイヤ	○ 0.05	0.05
アボカド	○ 0.05	0.05
パイナップル	○ 0.05	0.05
グアバ	○ 0.05	0.05
マンゴ	○ 0.05	0.05
パッションフルーツ	○ 0.05	0.05
なつめやし	○ 0.05	0.05
その他の果実 ¹²	○ 0.05	0.05
ひまわりの種子	○ 0.2	0.15
ごまの種子	○ 0.05	0.05
べにばなの種子	○ 0.05	0.05
綿実	○ 0.05	0.05
なたね	○ 0.2	0.15
その他のオイルシード ²²	○ 0.2	0.15
ぎんなん	○ 0.05	0.05
くり	○ 0.05	0.05
ペカン	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.05
くるみ	○ 0.05	0.05
その他のナッツ類 ²³	○ 0.05	0.05
茶	○ 0.05	0.05
ホップ	○ 0.05	0.05
その他のスパイス ¹³	● 0.05	2
その他のハーブ ¹⁴	● 0.2	2
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁵ の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓	●	0.05
豚の肝臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.05
牛の腎臓	●	0.05
豚の腎臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.05

トリフルラリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の食用部分 ¹⁶	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.05
乳	●	0.05
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家禽 ¹⁷ の筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	●	0.05
その他の家禽の脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	●	0.05
その他の家禽の肝臓	●	0.05
鶏の腎臓	●	0.05
その他の家禽の腎臓	●	0.05
鶏の食用部分	●	0.05
その他の家禽の食用部分	●	0.05
鶏の卵	●	0.05
その他の家禽の卵	●	0.05
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○	0.001
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○	0.001
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○	0.001
魚介類(その他の魚類 ²⁴ に限る。)	○	0.001
魚介類(貝類に限る。)	○	0.001
魚介類(甲殻類に限る。)	○	0.001
その他の魚介類 ²⁵	○	0.001
魚介類 ²⁶	○	0.5
はちみつ	○	0.001
ミネラルウォーター類	○	0.02

○:平成25年5月15日施行

●:平成25年11月15日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタフルミゾン（第2版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成23年3月22日付け厚生労働省発食安0322第10号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メタフルミゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月16日府食第166号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月20日～12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年5月15日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>29.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>22.7</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	22.0	幼小児（1～6歳）	29.8	妊婦	16.2	高齢者（65歳以上）	22.7
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	22.0										
幼小児（1～6歳）	29.8										
妊婦	16.2										
高齢者（65歳以上）	22.7										
施策の実効性確保措置	平成25年5月15日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23下)

メタフルミゾン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.5	
ばれいしょ	○ 0.02	
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.2	
かんしょ	○ 0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。の根)	○ 0.5	
だいこん類(ラディッシュを含む。の葉)	○ 40	
はくさい	○ 10	10
キャベツ	○ 5	5
芽キャベツ	○ 0.8	
ケール	○ 40	
こまつな	○ 40	
きょうな	○ 40	
チンゲンサイ	○ 10	
ブロッコリー	○ 10	
その他のあぶらな科野菜 ¹⁵	○ 40	
レタス(サラダ菜及びびらしゃを含む。)	○ 50	
トマト	○ 0.6	
ピーマン	○ 0.6	
なす	○ 0.6	
その他のなす科野菜 ¹⁸	○ 0.6	
しょうが ⁵	○ 0.3	
えだまめ	○ 10	
その他のハーブ ¹⁴	○ 40	
牛の筋肉	○ 0.02	

メタフルミゾン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁵ の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.02	
豚の脂肪	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分 ¹⁶	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	○ 0.01	
魚介類	○ 2	
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 6	

○:平成25年5月15日施行

●:平成25年11月15日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	F	E	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノバルロン（第5版）										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第3号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ノバルロンの一日摂取許容量（ADI）を0.011mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月23日府食第194号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成25年2月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月13日～6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年8月6日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>73.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>30.0</td> </tr> </tbody> </table>		EDI/ADI (%)	国民平均	29.9	幼小児（1～6歳）	73.3	妊婦	28.4	高齢者（65歳以上）	30.0
	EDI/ADI (%)										
国民平均	29.9										
幼小児（1～6歳）	73.3										
妊婦	28.4										
高齢者（65歳以上）	30.0										
施策の実効性確保措置	平成25年8月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

ノバルロン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	○ 0.7	
大豆	○ 0.1	
小豆類	○ 0.1	
そら豆	○ 0.1	
その他の豆類	○ 0.1	

ノバルロン(つづき)

食品名	残留基準値 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
その他のいも類	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.05	0.05
さとうきび	○ 0.5	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	
はくさい	○ 2	
キャベツ	○ 1	1
芽キャベツ	○ 0.7	
カリフラワー	○ 0.7	
ブロッコリー	○ 2	
その他のあぶらな科野菜	○ 0.7	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 1	
その他のきく科野菜	○ 1	1
にんにく	○ 0.05	
アスパラガス	○ 0.5	
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 0.7	0.7
なす	○ 0.7	0.5
その他のなす科野菜	○ 0.7	0.7
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	
その他のうり科野菜	○ 0.2	0.05
オクラ	○ 0.7	
しょうが	○ 0.05	0.05
未成熟いんげん	○ 0.7	
えだまめ	○ 0.01	0.01
マッシュルーム	○ 0.7	
しいたけ	○ 0.7	
その他のきのこ類	○ 0.7	
その他の野菜	○ 0.05	0.05
りんご	○ 3	3
日本なし	○ 3	3
西洋なし	○ 3	3
マルメロ	○ 3	3
びわ	○ 3	3
ネクタリン	○ 7	
あんず(アブリコットを含む。)	○ 7	
すもも(ブルーンを含む。)	○ 7	
うめ	○ 7	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 7	

ノバルロン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
いちご	○ 2	2
ブルーベリー	○ 7	
ハuckleベリー	○ 7	
その他の果実	○ 0.7	
蕎麦	○ 1	1
その他のスパイス	○ 0.05	0.05
その他のハーブ	○ 25	0.05
牛の筋肉	○ 0.7	0.7
豚の筋肉	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.7	0.7
牛の脂肪	○ 10	10
豚の脂肪	○ 10	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 10	10
牛の肝臓	○ 0.7	0.7
豚の肝臓	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.7	0.7
牛の腎臓	○ 0.7	0.7
豚の腎臓	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.7	0.7
牛の食用部分	○ 0.7	0.7
豚の食用部分	○ 0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.7	0.7
乳	○ 0.4	0.4
鶏の筋肉	○ 0.1	0.01
その他の家禽の筋肉	○ 0.1	0.01
鶏の脂肪	○ 0.5	0.01
その他の家禽の脂肪	○ 0.5	0.01
鶏の肝臓	○ 0.1	0.01
その他の家禽の肝臓	○ 0.1	0.01
鶏の腎臓	○ 0.1	0.01
その他の家禽の腎臓	○ 0.1	0.01
鶏の食用部分	○ 0.1	0.01
その他の家禽の食用部分	○ 0.1	0.01
鶏の卵	○ 0.1	0.01
その他の家禽の卵	○ 0.1	0.01

○:平成25年8月6日施行

●:平成26年2月6日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェリムゾン（第2版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第4号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	フェリムゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.019mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月23日府食第195号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年7月2日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>41.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>72.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>30.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>41.2</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	41.2	幼小児（1～6歳）	72.2	妊婦	30.9	高齢者（65歳以上）	41.2
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	41.2											
幼小児（1～6歳）	72.2											
妊婦	30.9											
高齢者（65歳以上）	41.2											
施策の実効性確保措置	平成25年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

フェリムゾン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 2	1
魚介類	○ 0.5	0.5

○:平成25年7月2日施行

●:平成26年1月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クレソキシムメチル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第2号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	<p>クレソキシムメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.36mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年3月1日府食第226号）</p>										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	<p>平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月20日～平成24年12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申</p>										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	<p>平成25年5月15日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>21.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>10.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>とされている。</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	9.8	幼小児（1～6歳）	21.4	妊婦	7.0	高齢者（65歳以上）	10.3
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	9.8										
幼小児（1～6歳）	21.4										
妊婦	7.0										
高齢者（65歳以上）	10.3										
施策の実効性確保措置	平成25年5月15日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

クレソキシムメチル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.05
小麦	○ 0.1	0.1
大麦	○ 5	5
ライ麦	○ 5	5

クレソキシムメチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	●	5
そば	●	5
その他の穀類 ²	○ 5	5
大豆	●	0.1
小豆類 ³	●	0.05
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らっかせい	●	0.1
その他の豆類 ⁴	●	0.05
ぼれいしよ	●	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.1
かんしよ	●	0.1
やまいも(長いもをいう。)	● 0.02	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類 ⁵	●	0.1
てんさい	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。) ⁶ の根	●	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。) ⁶ の葉	●	30
かぶ類の根	●	0.3
かぶ類の葉	●	30
西洋わさび	●	0.3
クレソン	●	30
はくさい	○ 2	2
キャベツ	●	2
芽キャベツ	●	30
ケール	●	30
こまつな	●	30
きょうな	●	30
チンゲンサイ	●	30
カリフラワー	●	30
ブロッコリー	●	30
その他のあぶらな科野菜 ⁶	● 25	30
ごぼう	●	0.3
サルシフィー	●	0.3
アーティチョーク	●	30
チコリ	●	30
エンダイブ	●	30
しゅんぎく	● 20	30
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	● 10	30
その他のさく科野菜 ⁷	● 25	30
たまねぎ	● 0.02	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
にんにく	○ 0.1	0.1

クレソキシムメチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
にら	● 25	30
アスパラガス	● 1	30
わけぎ	○ 2	2
その他のゆり科野菜 ⁸	● 25	30
にんじん	● 0.2	0.3
パースニップ	●	0.3
パセリ	● 25	30
セロリ	● 15	30
みつば	●	30
その他のせり科野菜 ⁹	●	30
トマト	●	3
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 3	3
その他のなす科野菜 ¹⁸	○ 3	3
きゅうり(カーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 2	0.5
しろり	● 0.3	3
すいか	○ 1	1
メロン類果実	○ 1	1
まくわうり	●	1
その他のうり科野菜 ¹⁹	● 0.3	3
ほうれんそう	●	30
たけのこ	●	0.3
オクラ	●	2
しょうが	●	0.3
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類 ²⁰	●	0.05
その他の野菜 ¹⁰	○ 60	30
みかん	○ 2	2
なつみかんの果実全体	○ 10	10
レモン	○ 10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	10
グレープフルーツ	○ 10	10
ライム	○ 10	10
その他のかんきつ類果実 ²¹	○ 10	10
りんご	○ 5	5
日本なし	○ 5	5
西洋なし	○ 5	5
マルメロ	○ 0.2	0.2

クレソキシムメチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
びわ	●	0.2
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 5	5
あんず(アブリコットを含む。)	● 5	20
すもも(ブルーを含む。)	● 2	20
うめ	○ 5	5
おうとう(チェリーを含む。)	●	20
いちご	○ 5	5
ラズベリー	●	20
ブラックベリー	●	20
ブルーベリー	● 5	20
クランベリー	● 0.9	20
ハuckleベリー	●	20
その他のベリー類果実 ¹¹	● 1	20
ぶどう	○ 15	15
かき	○ 5	5
バナナ	○ 5	5
キウイ	○ 1	1
パパイヤ	●	5
アボカド	●	5
パイナップル	●	5
グアバ	●	5
マンゴ	● 0.3	5
パッションフルーツ	●	5
なつめやし	●	20
その他の果実 ¹²	● 1	20
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
桐実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ²²	●	0.1
さんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ²³	●	0.1
茶	● 15	20
ホップ	●	0.1
その他のスパイス ¹³	● 25	30
その他のハーブ ¹⁴	○ 30	30
牛の筋肉	○ 0.05	0.05

クレゾキシムメチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁵ の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 ¹⁶	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家禽 ¹¹ の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.02
その他の家禽の脂肪	○ 0.05	0.02
鶏の肝臓	●	0.02
その他の家禽の肝臓	●	0.02
鶏の腎臓	●	0.05
その他の家禽の腎臓	●	0.05
鶏の食用部分	●	0.02
その他の家禽の食用部分	●	0.02
鶏の卵	●	0.02
その他の家禽の卵	●	0.02
魚介類	○ 0.03	
平しぼ豆腐	○ 2	2
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)	○ 0.7	0.7

○:平成25年5月15日施行

●:平成25年11月15日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	F	F	D			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロチアニジン（第4版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロチアニジンの一日摂取許容量（ADI）を0.097mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月1日府食第224号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シフルメトフェン（第3版）					
評価品目の分類	農薬					
用途	殺虫剤					
評価要請機関	厚生労働省					
評価結果通知先	厚生労働省					
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第16号					
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号					
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価					
評価目的の具体的内容	-					
評価結果の概要	シフルメトフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.092mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月29日府食第314号）					
関係行政機関における施策の実施状況						
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月20日～平成24年12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申					
リスク管理措置の実施に時間を要している理由						
施策の概要等	平成25年5月15日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）					
			TMDI/ADI (%)			
	国民平均		23.2			
	幼小児（1～6歳）		59.1			
	妊婦		17.7			
	高齢者（65歳以上）		22.7			
	とされている。					
施策の実効性確保措置	平成25年5月15日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請					
その他特記事項						
a. ポジティブリスト関連						

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

シフルメトフェン(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.2	
その他のきく科野菜 ⁷	○ 25	
ピーマン	○ 5	
なす	● 2	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	● 1	3
ずいか	● 0.2	0.5
メロン類果実	● 0.2	1
その他のうり科野菜 ¹⁹	○ 0.5	
その他の野菜 ¹⁰	○ 70	
みかん	● 0.2	0.5
なつみかんの果実全体	○ 5	5
レモン	○ 10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	10
グレープフルーツ	○ 10	10
ライム	○ 10	10
その他のかんきつ類果実 ²¹	○ 10	10

シフルメトフェン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
りんご	● 2	3
日本なし	● 2	3
西洋なし	● 2	3
びわ	○ 0.3	
もも	● 0.2	0.5
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アブリコットを含む。)	○ 10	10
すもも(ブルーベリーを含む。)	○ 1	1
うめ	○ 10	10
おうとう(チェリーを含む。)	○ 10	10
いちご	● 2	3
ぶどう	○ 3	
その他の果実 ¹²	● 2	3
茶	● 15	20
その他のスパイス ¹³	○ 20	20
その他のハーブ ¹⁴	○ 0.05	

○:平成25年5月15日施行

●:平成25年11月15日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンブコナゾール（第4版）											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第18号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	フェンブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月29日府食第315号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月20日～平成24年12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年5月15日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">12.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">30.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">11.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">13.5</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	12.6	幼小児（1～6歳）	30.6	妊婦	11.3	高齢者（65歳以上）	13.5
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	12.6											
幼小児（1～6歳）	30.6											
妊婦	11.3											
高齢者（65歳以上）	13.5											
施策の実効性確保措置	平成25年5月15日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23下)

フェンプロナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	○ 0.1	0.1
大麦	○ 0.2	0.2
ライ麦	○ 0.1	0.1
大豆	○ 0.2	
らっかせい	○ 0.1	0.1
てんさい	○ 0.5	0.5
たまねぎ	○ 0.05	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.2	0.2
まくわうり	○ 0.2	0.2

フェンプロナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
みかん	○ 1	1
なつみかんの果実全体	○ 1	1
レモン	○ 1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	1
グレープフルーツ	○ 1	1
ライム	○ 1	1
その他のかんきつ類果実 ²¹	○ 1	1
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.7	0.7
西洋なし	○ 0.7	0.7
マルメロ	○ 0.1	0.1
びわ	○ 0.1	0.1
もも	○ 0.5	0.5
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.5	0.5
すもも(ブルーンを含む。)	○ 1	1
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1	1
ブルーベリー	○ 0.3	0.3
クランベリー	○ 0.5	0.5
ハuckleベリー	○ 0.3	0.3
その他のベリー類果実 ¹¹	○ 0.3	0.3
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 0.7	0.7
バナナ	○ 0.05	0.05
その他の果実 ¹²	○ 0.01	0.01
ひまわりの種子	○ 0.05	0.05
なたね	○ 0.05	0.05
ぎんなん	○ 0.01	0.01
ぐり	○ 0.01	0.01
ペカン	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.05
くるみ	○ 0.01	0.01
その他のナッツ類 ²³	○ 0.01	0.01
茶	○ 10	10
その他のスパイス ¹³	○ 1	1
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁵ の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05

フェンブコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 ¹⁶	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家さん ¹⁷ の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家さんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家さんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家さんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家さんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家さんの卵	○ 0.05	0.05

○:平成25年5月15日施行

●:平成25年11月15日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	B	B			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルホシネート（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年1月14日付け22消安第7912号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	グルホシネートの一日摂取許容量（ADI）を0.0091mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月8日府食第254号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年10月1日 農業資材審議会に諮問 平成24年12月11日 農業資材審議会において審議、答申 平成25年7月22日 厚生労働大臣に意見聴取 平成25年7月29日～8月27日 パブリックコメントの実施
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23下)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	F	F	F	F		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス（第3版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>なお、米国は、各種毒性試験で認められた血漿ChE活性低下等から、各種毒性試験における無毒性量の最小値を0.03 mg/kg 体重/日とし、不確実係数100で除した0.0003 mg/kg体重/日を慢性参照用量（cRfD）と設定している。</p> <p>また、1982年にFAO/WHO合同残留農薬専門委員会（JMPR）は、各種毒性試験成績から、脳ChE活性阻害に対する無毒性量を1mg/kg体重/日、赤血球ChE活性阻害に対する無毒性量を0.1 mg/kg体重/日としている。その上で、脳ChE活性阻害に対する無毒性量1 mg/kg体重/日については、ラット、マウス及びイヌにおける試験成績を安全係数100で除し、赤血球ChE活性阻害に対する無毒性量0.1mg/kg体重/日については、ヒト試験成績を優先し、ヒト志願者における試験成績を安全係数10で除してADIを0.01 mg/kg体重/日と設定している。</p> <p>しかし、本調査会は、血漿ChE活性阻害については、毒性学的に意義が小さいとして毒性影響と考えず、また、評価書「II. 安全性に係る試験の概要 14. その他の試験（2）ヒト志願者における投与試験<参考データ>」のとおり、ヒト志願者における投与試験成績を採用しないとの合意を得た上で、従来日本では有機リン剤のADI設定の際に赤血球ChE活性阻害がエンドポイントとして採用されていたという経緯との整合性をかんがみて、各試験の無毒性量の最小値であり、赤血球ChE活性阻害に対する無毒性量でもある0.1 mg/kg 体重/日をADI設定根拠とし、安全係数を100としたものである。</p> <p>（平成23年6月2日府食第443号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>評価結果がそれまで設定されていたADIの値（JMPR値と同等）の10分の1となり、暴露評価において、ADI占有率が80%を超えたことから基準値全体の見直しが必要となった。適用作物の削除等を農林水産省経由で農薬メーカーに依頼したところ、薬事・食品衛生審議会でこれまで利用されていない暴露評価の方法が提案されたため調整に難航している。現在、基準値及び暴露評価の方法について農薬メーカーと協議中。輸入等への影響を少なくするため、食品ごとの検出値、輸入量、生産量等を考慮し、基準値を優先的に下方修正する作物を調整しているところ。</p> <p>協議・調整が済み次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	暴露評価の方法等について、農薬メーカーとの協議・調整に時間を要しているため。
施策の概要等	

	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	F	F	F	F		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセタミプリド（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>アセタミプリドの一日摂取許容量（ADI）を0.071mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> ○参考：急性参照用量（ARfD）※ アセタミプリドの急性的な毒性影響について、諸外国の手法を参考に、急性的な毒性影響の指標を参考情報として示すこととした。 アセタミプリドの単回投与試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットの急性神経毒性試験で得られた10 mg/kg 体重であったことから、これを安全係数100で除した0.1mg/kg 体重/日を急性参照用量（ARfD）とすることが妥当と考えられた。 一度に摂取するアセタミプリドの量がこれを下回る場合、急性的な毒性影響は生じないと考えられた。</p> <p>※：ヒトの24 時間又はそれより短時間の経口摂取により健康に悪影響を示さないと推定される量 （平成23年6月9日府食第469号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	F	F	F	F		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	MCPA
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第79号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	MCPAの一日摂取許容量（ADI）を0.0019mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年6月16日府食第498号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23上)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	F	E	B	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アラクロール										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305006号、平成20年4月1日付け厚生労働省発食安第0401003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アラクロールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年8月25日府食第693号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月20日～平成24年12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年5月15日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>幼児（1～6歳）</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>2.7</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	2.7	幼児（1～6歳）	6.5	妊婦	2.6	高齢者（65歳以上）	2.7
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	2.7										
幼児（1～6歳）	6.5										
妊婦	2.6										
高齢者（65歳以上）	2.7										

施策の実効性確保措置	平成25年5月15日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	○ (ミネラルウォーター類)

(継続 2 3 上)

アラクロール(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.05
その他の穀類 ²	●	0.05
大豆	●	0.02
小豆類 ³	●	0.02
えんどう	●	0.05
そら豆	○	0.1
らっかせい	●	0.02
その他の豆類 ⁴	○	0.1
ばれいしょ	○	0.01
きといも類(やつがしらを含む。)	○	0.01
かんしょ	○	0.02
やまいも(長いもをいう。)	○	0.01
こんにやくいも	○	0.01
その他のいも類 ⁵	○	0.01
てんさい	○	0.01
さとうきび	○	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○	0.01
かぶ類の根	○	0.01
かぶ類の葉	○	0.01
西洋わさび	○	0.01
クレソン	○	0.01
はくさい	○	0.01
キャベツ	○	0.01
芽キャベツ	○	0.01
ケール	○	0.01
こまつな	○	0.01
きょうな	○	0.01
チンゲンサイ	○	0.01
カリフラワー	○	0.01
ブロッコリー	○	0.01
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○	0.01
ごぼう	○	0.01
サルシフィー	○	0.01
アーティチョーク	○	0.01
チコリ	○	0.01
エンダイブ	○	0.01
しゅんぎく	○	0.01

アラクロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○	0.01
その他のさく科野菜 ⁷	○	0.01
ねぎ(リーキを含む。)	○	0.01
にら	○	0.01
アスパラガス	○	0.01
わけぎ	○	0.01
その他のゆり科野菜 ⁸	○	0.01
にんじん	○	0.01
パースニップ	○	0.01
パセリ	○	0.01
セロリ	○	0.01
みつば	○	0.01
その他のせり科野菜 ⁹	○	0.01
ほうれんそう	○	0.01
たけのこ	○	0.01
しょうが	○	0.01
その他の野菜 ¹⁰	○	0.01
りんご	○	0.01
日本なし	○	0.01
西洋なし	○	0.01
マルメロ	○	0.01
ネクタリン	○	0.01
あんず(アブリコットを含む。)	○	0.01
すもも(フルーンを含む。)	○	0.01
うめ	○	0.01
おうとう(チェリーを含む。)	○	0.01
いちご	○	0.01
ラズベリー	○	0.01
ブラックベリー	○	0.01
ブルーベリー	○	0.01
クランベリー	○	0.01
ハuckleベリー	○	0.01
その他のベリー類果実 ¹¹	○	0.01
ぶどう	○	0.01
かき	○	0.01
バナナ	○	0.01
パイナップル	○	0.01
アボカド	○	0.01
グアバ	○	0.01
マンゴー	○	0.01
パッションフルーツ	○	0.01
なつめやし	○	0.01

アラタロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の果実 ¹²	○	0.01
その他のスパイス ¹³	●	0.1
その他のハーブ ¹⁴	○	0.01
牛の筋肉	○	0.02
豚の筋肉	○	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁵ の筋肉	○	0.02
牛の脂肪	○	0.02
豚の脂肪	○	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.02
牛の肝臓	○	0.02
豚の肝臓	○	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.02
牛の腎臓	○	0.02
豚の腎臓	○	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.02
牛の食用部分 ¹⁶	○	0.02
豚の食用部分	○	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.02
乳	○	0.02
鶏の筋肉	○	0.02
その他の家禽 ¹⁷ の筋肉	○	0.02
鶏の脂肪	○	0.02
その他の家禽の脂肪	○	0.02
鶏の肝臓	○	0.02
その他の家禽の肝臓	○	0.02
鶏の腎臓	○	0.02
その他の家禽の腎臓	○	0.02
鶏の食用部分	○	0.02
その他の家禽の食用部分	○	0.02
鶏の卵	○	0.02
その他の家禽の卵	○	0.02
魚介類	○	0.06
ミネラルウォーター類	○	0.02

○:平成25年5月15日施行

●:平成25年11月15日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F	F	F	F	F	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス（第2版）
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成21年10月21日付け21消安第7914号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年11月4日府食第845号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	厚生労働省において食品規格（残留基準）が設定され次第、当該基準値との整合性を確認後、飼料中の暫定基準値の見直しについて農業資材審議会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	現在、厚生労働省において食品の暫定基準改正の作業中。同基準が改正され次第、飼料中の暫定基準値の見直しについて農業資材審議会で審議予定。
施策の概要等	農業資材審議会における審議、答申の後、パブリックコメント等所要の手続を経た上で、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正し、施行する予定。 （施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 下)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	F	F	F	F

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセフェート
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年7月8日付け厚生労働省発食安第0708001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アセフェートの一日摂取許容量（ADI）を0.0024mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年7月22日府食第564号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	F	E	C	A

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノルフルラゾン										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325009号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ノルフルラゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.015mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年9月16日府食第735号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年2月14日～3月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年7月2日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>6.0</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	6.1	幼小児（1～6歳）	17.5	妊婦	6.4	高齢者（65歳以上）	6.0
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	6.1										
幼小児（1～6歳）	17.5										
妊婦	6.4										
高齢者（65歳以上）	6.0										
施策の実効性確保措置	平成25年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

ノルフルazon(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	●	0.1
あっかせい	○	0.05
アスパラガス	○	0.05
えだまめ	●	0.1
みかん	●	0.2
なつみかんの果実全体	○	0.2
レモン	○	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○	0.2
グレープフルーツ	○	0.2
ライム	○	0.2
その他のかんきつ類果実 ²	○	0.2
りんご	●	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	●	0.1
マンゴ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	●	0.2
ネクタリン	●	0.1
あんず(アブリコットを含む。)	●	0.1
すもも(ブルーンを含む。)	●	0.1
うめ	●	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.1
ラズベリー	○	0.2
ブラックベリー	○	0.1

ノルフルazon(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ブルーベリー	○	0.2
クランベリー	●	0.1
ぶどう	○	0.1
アボカド	○	0.2
その他の果実 ²	●	0.2
鱈魚	●	0.1
ごんなん	●	0.2
くり	●	0.2
ペカン	●	0.2
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ^{2a}	●	0.1
ホップ	○	3
その他のスパイス ²	○	0.2
牛の筋肉	○	0.1
豚の筋肉	○	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{2b} の筋肉	○	0.1
牛の脂肪	○	0.1
豚の脂肪	○	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.1
牛の肝臓	○	0.5
豚の肝臓	○	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.5
牛の腎臓	○	0.1
豚の腎臓	○	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.1
牛の食肉部分 ²	○	0.1
豚の食肉部分	○	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食肉部分	○	0.1
乳	○	0.1
鶏の筋肉	●	0.1
その他の家禽 ^{2b} の筋肉	●	0.1
鶏の脂肪	●	0.1
その他の家禽の脂肪	●	0.1
鶏の肝臓	●	0.1
その他の家禽の肝臓	●	0.1
鶏の腎臓	●	0.1
その他の家禽の腎臓	●	0.1
鶏の食肉部分	●	0.1
その他の家禽の食肉部分	●	0.1

○:平成25年7月2日施行

●:平成26年1月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21年度下期		G	G	G	G	G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末	平成28年9月末
G						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	キザロホップエチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305012号、平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>キザロホップエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.009 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>なお、入手可能な試験成績は、キザロホップエチル及びキザロホップPエチルのみであったことから、本評価にキザロホップPテフリルは含まないこととする。</p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年10月22日府食第1006号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月10日、キザロホップPテフリルを含めた評価を食品安全委員会へ諮問。評価結果通知後、キザロホップエチル及びキザロホップPエチルとあわせて、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	食品安全委員会において審議中のため。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 21下)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21年度下期		E	E	E	E	D

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末	平成28年9月末
A						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ホルメタネート					
評価品目の分類	農薬					
用途	殺虫/殺ダニ剤					
評価要請機関	厚生労働省					
評価結果通知先	厚生労働省					
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325005号					
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項					
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価					
評価目的の具体的内容	-					
評価結果の概要	<p>塩酸ホルメタネートの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年1月7日府食第13号）</p>					
関係行政機関における施策の実施状況						
施策の検討経過	<p>平成22年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年3月28日～5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年7月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申</p>					
リスク管理措置の実施に時間を要している理由						
施策の概要等	<p>平成25年8月6日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">EDI/ADI (%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">19.0</td> </tr> </table>			EDI/ADI (%)	国民平均	19.0
	EDI/ADI (%)					
国民平均	19.0					

		幼小児（1～6歳）	62.8
		妊婦	16.7
		高齢者（65歳以上）	18.7
	とされている。		
施策の実効性確保措置	平成25年8月6日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請		
その他特記事項			
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）		
b. 新規登録、適用拡大等			
c. 農作物以外への残留基準設定			
d. 清涼飲料水関係			

(継続 2 1 下)

塩酸ホルメタネート(殺虫/殺ダニ剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
みかん	●	4
レモン	● 0.6	4
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	● 2	4
グレープフルーツ	● 2	4
ライム	● 0.03	4
その他のかんきつ類果実	● 0.03	4
りんご	● 0.5	3
日本なし	● 0.5	3
西洋なし	● 0.5	3
もも	●	4
ネクタリン	● 0.4	4
すもも(プルーンを含む。)	●	0.5
その他のスパイス	●	4

○:平成25年8月6日施行

●:平成26年2月6日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			G	G	G	G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
G	G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンダイオカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ベンダイオカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.0035mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年8月27日府食第825号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月31日現在、農薬として食品安全委員会では評価された後、動物用医薬品としての用途が確認されたことから、動物用医薬品としても評価依頼を行う必要があり、残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、豪州大使館からのデータ入手に時間を要しているため。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	動物用医薬品としての資料を収集中であるが、関係国からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 21上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタミドホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤・ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタミドホスの一日摂取許容量（ADI）を0.0006mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 ○参考：急性参照用量（ARfD）0.003mg/kg体重/日 （平成20年5月1日府食第475号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議（結果、継続審議とされた。） 平成25年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を再び行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続20上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
F	F	E	C	C	C	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルリドン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルリドンの一日摂取許容量（ADI）を0.076mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月23日府食第801号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年8月20日～平成24年10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁協議 平成25年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集に時間を要したため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続19上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	F	F	F	F	F	F

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	評価結果がそれまで設定されていたADIの値（JMPR値と同等）の10分の1となり、暴露評価において、ADI占有率が80%を超えたことから基準値全体の見直しが必要となった。適用作物の削除等を農林水産省経由で農薬メーカーに依頼したところ、薬事・食品衛生審議会ですべてこれまで利用されていない暴露評価の方法が提案されたため調整に難航している。現在、基準値及び暴露評価の方法について農薬メーカーと協議中。輸入等への影響を少なくするため、食品ごとの検出値、輸入量、生産量等を考慮し、基準値を優先的に下方修正する作物を調整しているところ。協議・調整が済み次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	暴露評価の方法等について、農薬メーカーとの協議・調整に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

a. ポジティブリスト関連	<input type="radio"/> (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	<input type="radio"/> (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	<input type="radio"/> (ミネラルウォーター類)

(継続18下)